

港湾法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>別表第二（第一条の二関係）</p> <p>一 中ノ瀬航路</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(9)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 第二海堡灯台から三五一度七九〇メートルの地点</p> <p>(5) 第二海堡灯台から七一度三六〇メートルの地点</p> <p>(6) 第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点</p> <p>(7) 第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点</p> <p>(8) 第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点</p> <p>(9) 第二海堡灯台から一三度三〇分一、〇六〇メートルの地点</p> <p>二 浦賀水道航路</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(11)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) 第二海堡灯台から三三〇度一、六〇〇メートルの地点</p>	<p>別表第二（第一条の二関係）</p> <p>一 中ノ瀬航路</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(7)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) (3) (略)</p> <p>(4) 第二海堡灯台から二八〇度三二〇メートルの地点</p> <p>(5) 第二海堡灯台から三二〇度二、六〇〇メートルの地点</p> <p>(6) 第二海堡灯台から〇度四、〇三〇メートルの地点</p> <p>(7) 第二海堡灯台から一三度三〇分一、〇六〇メートルの地点</p> <p>二 浦賀水道航路</p> <p>次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域</p> <p>(1) 第二海堡灯台から二六三度三〇分二六〇メートルの地点</p>

(2) 第二海堡灯台から二八〇度三二〇メートルの地点

(3) 観音埼灯台（北緯三五度一五分二秒東経一三九度四四分三秒

）から九〇度三、七〇〇メートルの地点

(4) 海獺島灯台（北緯三五度二分四三秒東経一三九度四四分七秒）

から九〇度四、六五〇メートルの地点

(5) 海獺島灯台から九〇度二、九〇〇メートルの地点

(6) 観音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点

(7) 第二海堡灯台から一七九度四五分二、八九〇メートルの地点

(8) 第二海堡灯台から一八六度三〇分三、一七〇メートルの地点

(9) 第二海堡灯台から一九七度二、六五〇メートルの地点

(10) 第二海堡灯台から一九〇度三〇分二、三二〇メートルの地点

(11) 第二海堡灯台から三〇〇度三、九〇〇メートルの地点

三〇五（略）

六 来島海峡航路

(1) から (15) までに掲げる地点を順次に結んだ線及び (1) に掲げる地点と

(15) に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域のうち (16) から (22) まで

に掲げる地点を順次に結んだ線及び (16) に掲げる地点と (22) に掲げる地点

とを結んだ線により囲まれた区域以外の区域

(1) 浮磯灯標（北緯三四度八分四四秒東経一三三度五六分五秒）から

一八度二、七三〇メートルの地点

(2) 第二海堡灯台から一五〇度三〇分二、三九〇メートルの地点

(3) 第二海堡灯台から一八六度三〇分三、一七〇メートルの地点

(4) 第二海堡灯台から一九七度二、六五〇メートルの地点

(5) 第二海堡灯台から一九〇度三〇分二、三二〇メートルの地点

(6) 第二海堡灯台から三三九度一、六五〇メートルの地点

三〇五（略）

六 来島海峡航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び (1) に掲げる地点と (7) に掲げる

地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 馬島三角点（北緯三四度七分七秒東経一三三度五九分三八秒）か

ら二度一、四〇〇メートルの地点

ら二度一、四〇〇メートルの地点

- (2) 馬島三角点（北緯三四度七分七秒東經一三三度五九分三八秒）から二三度二、三三〇メートルの地点
- (3) ナガセ鼻灯台（北緯三四度七分五秒東經一三三度五九分四六秒）から一〇一度四四〇メートルの地点
- (4) ウズ鼻灯台（北緯三四度六分四五秒東經一三三度五九分二八秒）から一〇二度一、一八〇メートルの地点
- (5) 竜神島灯台（北緯三四度六分一六秒東經一三三度一分三九秒）から一九七度八八〇メートルの地点
- (6) 竜神島灯台から一三三度三〇分一、〇六〇メートルの地点
- (7) 竜神島灯台から一五六度二、四一〇メートルの地点
- (8) 竜神島灯台から一九七度二、五二〇メートルの地点
- (9) 来島白石灯標（北緯三四度六分二五秒東經一三三度五九分）から五九度一五〇メートルの地点
- (10) ウズ鼻灯台から二九九度一、一六〇メートルの地点
- (11) 馬島三角点から三三一度一、二〇〇メートルの地点
- (12) 馬島三角点から三三一度一、六〇〇メートルの地点
- (13) 桴磯灯標から二六度一、一八〇メートルの地点
- (14) 桴磯灯標から三〇一度一、六九〇メートルの地点
- (15) 桴磯灯標から三二六度二、八三〇メートルの地点

- (2) 馬島三角点から三五四度六六〇メートルの地点
- (3) 馬島三角点から三二四度五六〇メートルの地点
- (4) 馬島三角点から二七〇度五二〇メートルの地点
- (5) ウズ鼻灯台（北緯三四度六分四五秒東經一三三度五九分二八秒）から二九九度一、一六〇メートルの地点
- (6) 馬島三角点から三三一度一、二〇〇メートルの地点
- (7) 馬島三角点から三三一度一、六〇〇メートルの地点

七
十六
(略)

(22)|(21)|(20)|(19)|(18)|(17)|(16)|

馬島三角点から三五四度六六〇メートルの地点

馬島三角点から三四度四六〇メートルの地点

馬島三角点から一六六度八〇〇メートルの地点

ウズ鼻灯台から一八〇度一四〇メートルの地点

ウズ鼻灯台から二七度一〇メートルの地点

馬島三角点から二七〇度五二〇メートルの地点

馬島三角点から三三四度五六〇メートルの地点

七
十六
(略)